

告 示

埼玉県告示第四百四十号

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第八条第一項及び第二項の規定による意見の概要について、同条第三項の規定により公告し、及び当該意見を次のとおり縦覧に供する。

平成二十七年二月十七日

埼玉県知事 上 田 清 司

一 意見の概要

イ 大規模小売店舗の名称及び所在地

入間川ショッピングセンター

埼玉県狭山市中央二丁目一番一号

ロ 大規模小売店舗立地法第八条第一項の規定による市町村の意見の概要

・第一駐車場の収容台数が四十三台減となることにより、路上駐車や第一駐車場出入りの混雑が想定されますので、第二駐車場への誘導を適切に行い、交通渋滞の回避に努めてください。特に第一駐車場は交差点に近いため、安全な誘導にご配慮ください。

・隣接自治会への報告等、近隣住民への周知にご配慮ください。

二 縦覧期間

平成二十七年二月十七日から平成二十七年三月十七日まで

三 縦覧場所

埼玉県産業労働部商業・サービス産業支援課

埼玉県西部地域振興センター